

10 若年性認知症の制度について知りたい

(1) 若年性認知症とは

65歳未満で発症する認知症のことをいいます。ご本人や配偶者が働き盛りの世代であり、病気のために仕事に支障が出たり、仕事を辞めることになるなど、経済的に困難な状況になりかねません。また、子どもの教育、就職、結婚などに与える影響も大きくなります。

(2) 制度の活用

40～64歳の若年性認知症の方は介護保険の利用ができます。詳細は「介護保険のしおり」をご参照ください。

また、介護保険制度以外にも利用可能な制度があります。ただし、認知症の状態や、経済状況などにより制度の利用可否が異なります。詳細は「障がい者福祉のしおり」や区のホームページのほか、各問合せ先へご相談ください。

自立支援医療 (精神通院医療)	精神科への通院医療費（薬局、デイケア、訪問看護含む）の本人負担が軽減されます。	<健康福祉センター> 板橋：☎3579-2333 （大山東町32-15） 上板橋：☎3937-1041 （桜川3-18-6） 赤塚：☎3979-0511 （赤塚1-10-13） 志村：☎3969-3836 （蓮根2-5-5） 高島平：☎3938-8621 （高島平3-13-28）
精神障害者 保健福祉手帳	所得税や住民税の控除など、税制上の優遇措置のほか、都営交通が無料となる乗車証の発行、路線バスの割引、携帯電話の割引、NHK受信料の減免などが受けられます。	
難病医療費助成	国が指定する難病（前頭側頭葉変性症など）の方に対して、該当する疾患に関わる医療費を助成する制度です。指定医療機関に受診した際の医療費が助成されます。	
障害年金	病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受けられる年金です。初めて医師の診療を受けた時に、国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。	

(3) 本人と家族が参加できる会

若年性認知症家族会 星の会	定例会（奇数月第4日曜） 家族による電話相談 （月・水・金曜 午前11時～午後3時）	新宿区新宿1-9-4中公ビル御苑 グリーンハイツ605 ☎5919-4185
若年認知症 いたばしの会 ポンテ	原則2か月に1回程度 相談活動（電話相談・個別相談、総合相談）	☎090-9315-6490（事務局）

(4) その他相談

東京都若年性認知症総合支援センター 目黒区碑文谷5-12-1 TS碑文谷ビル3階	特定非営利活動法人いきいき福祉ネットワークセンター 専用相談電話☎3713-8205 （月～金曜 午前9時～午後5時）
特定非営利活動法人 若年認知症サポートセンター 新宿区新宿1-9-4 中公ビル御苑グリーンハイツ605	☎5919-4186 （月・水・金曜 午前10時～午後5時）

この冊子は、当事者（ご本人・ご家族）の皆さま、関心を寄せていただいた皆さまにご協力をいただき、各関係機関の協力を得て作成をしています。

（編集・発行） 板橋区健康生きがい部おとしより保健福祉センター
板橋区前野町 4-16-1 ☎03-5970-1111（代表）

（監 修） 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター

刊行物番号

R06-38